

福祉目的の寄附受納について

市内在住高齢者からの遺言による寄附について、相続財産管理人の弁護士から申出があり、平成29年(2017)11月に受納しました。寄附についての内容や経緯は以下のとおりです。

記

1. 寄附者 市内在住高齢者（平成28年(2016)1月9日死亡 享年89歳 女性）
*死亡時住所 大社町入南
相続人や身寄りがなく市社会福祉協議会が後見人となっていた方
2. 寄附内容 福祉目的の寄附
現金 32,948,293円（平成29年(2017)11月15日入金）
3. 経 過
 - H27.12 遺言執行者（司法書士）から、高齢者死亡後の財産について「財産一切を福祉のため出雲市に遺贈します。」という本人の希望に基づき、市へ寄附をしたい旨の相談があった。
(預貯金 約2,900万円、土地 約640㎡、建物 約111㎡の包括遺贈。土地、建物は福祉目的に使うことは困難という回答)
 - H28. 1 高齢者死亡
 - H29.11 相続財産管理人（弁護士）から、不動産を売却し現金化したことにより、再度市に対して寄附の申出があった。
(寄附内容内訳 預貯金分 約2,900万円、不動産売却分 約400万円)
4. 寄附金の活用について
平成29年度(2017)予算（3月補正）で「出雲市障害者・高齢者権利擁護基金」に積み立て、障がい者及び高齢者の権利擁護施策の経費に充てる。